

令和 8 年第 1 回尾張旭市公平委員会 議事録

1 開催日時

令和 8 年 3 月 2 4 日（火）

開会 午後 1 時 3 0 分

閉会 午後 2 時 1 0 分

2 開催場所

尾張旭市役所 2 階 2 0 3 会議室

3 出席委員

委員長 滝 恵美

委 員 中村昌弘、河村 晋

4 欠席委員

なし

5 傍聴者数

0 名

6 出席した事務局職員

課長 加藤 剛、法務文書係長 永谷尚子、主査 廣村栄美

7 議題

(1) 委員長の職務代理の指定について

(2) 第 1 号議案 尾張旭市公平委員会に係る行政手続等における情報通信
の技術の利用に関する規則の一部改正について

(3) 第 2 号議案 尾張旭市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正につい
て

(4) 第 3 号議案 苦情相談に係る報告の非公開について

(5) 苦情相談の報告について

8 会議の要旨

委員長	おはようございます。 本日は、委員 3 名が出席しております。 地方公務員法第 1 1 条第 1 項に定める定足数を満たしておりますので、ただ今より令和 8 年第 1 回尾張旭市公平委員会を開会します。 これより議事に入ります。
-----	--

	「(1) 委員長の職務代理の指定について」、事務局から説明してください。
事務局	委員長の職務代理の指定について、御説明します。 令和 6 年まで委員長の職務を代理する委員として指定されていた金田委員が御退任されたことにより、現在、委員長の職務代理者が欠けております。 地方公務員法第 10 条第 3 項において、「委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長の指定する委員が、その職務を代理する。」と定められておりますので、滝委員長に、あらかじめ委員長の職務を代理する委員を指定していただきたいと思います。 滝委員長、いかがでしょうか。
滝委員長	河村委員にお願いいたします。
河村委員	わかりました。
滝委員長	ありがとうございます。 次に、「第 1 号議案 尾張旭市公平委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正について」、事務局から説明してください。
事務局	お配りした資料の、左上に第 1 号議案と書かれているもの

	を御覧ください。 この「尾張旭市公平委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則」は、尾張旭市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例に基づき、尾張旭市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の例によって、公平委員会においてインターネットによる手続申請を行わせることができる手続等について定めるものです。 今までは、別表において、情報公開請求のみを対象としておりました。 今回の改正は、行政手続等において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するため令和7年12月に先述の条例及び規則を改正したことに伴い、公平委員会に対する行政手続のうち、情報公開請求以外の手続についても、インターネットを活用して行うことができるように規定を整備するものです。 施行日は、市の条例及び規則に合わせ、令和8年4月1日としております。 よろしく御審議賜りますようお願いいたします。
委員長	ただ今の説明の内容等につきまして、御質問等がありますか。
事務局	わかりづらくなっておりますが、議案裏面の（略）となっている部分に、情報公開請求に関する手続が定められております。 これまでは公平委員会の手続の中で情報公開請求のみがインターネットを通じて電子申請をすることができるという制

	限がかかっていたものを、今後は制限を取り払い、様々な手続を電子申請によって行えるようにするための規則の改正ということになります。
委員長	それでは、規則の一部改正について、御異議はございませんか。 (異議なし) 御異議がないようですので、規則を一部改正することといたします。 次に、「第２号議案 尾張旭市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について」、事務局から説明してください。
事務局	資料の左上に第２号議案と書かれているものを御覧ください。 この「尾張旭市管理職員等の範囲を定める規則」は、地方公務員法第５２条の規定により組織することができる「職員団体」について、管理職員等に該当する職員と、それ以外の職員とは、同一の職員団体を組織することができないとされており、その管理職員等の範囲については、公平委員会の規則により定めることとなっております。 本市におきましては、令和８年４月１日に行政組織の変更が行われ、それに伴い、現在この規則で定められている管理職員等について、改正を行うもので、令和８年４月１日から施行しようとするものでございます。 市長部局について、企画課の「政策企画係長」を「企画係長」に、総務課の「行政係長」を「総務係長」に改めます。

	よろしく御審議賜りますようお願いいたします。
委員長	ただ今の説明の内容等につきまして、御質問等がありますか。
河村委員	これは、職員団体を構成できない職員ということですか。
事務局	別の団体ならば作ることができます。管理職員等に該当しない職員が構成する団体と同じ団体は構成できないということです。 現在、本市には職員団体がありませんが、一般的な職員団体は管理職以外の職員で構成されているものがほとんどかと思えます。もし管理職員以外の職員が職員団体を構成したとしたら、この規則で定められている職員は、同じ職員団体は構成できないということです。
河村委員	組織の決定権がある者が除外されるのはわかりますが、人事課の主査や主事、主事補、総務課の例規担当といった事務担当が除外されるというのは趣旨が異なると思われます。 今回の改正点については異論はありませんが、これらの点については、今後よく調査をしておいてもらいたいです。
事務局	人事課の職員は、職員の昇任等に携わるということで、係員まで含まれていると解釈しています。

河村委員	係員には組織の決定権はありませんよね。 (事務局から「ない」と回答) ですから、管理職には当たらないと思います。
事務局	今後、整理していきたいと思います。
委員長	それでは、規則の一部改正について、御異議はございませんか。 (異議なし) 御異議がないようですので、規則を一部改正することといたします。 次に、「第３号議案 苦情相談に係る報告の非公開について」、事務局から説明してください。
事務局	苦情相談に係る報告の非公開について、御説明します。 尾張旭市公平委員会議事規則第３条において、「公平委員会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の過半数の同意によって公開しないことができる。」とされています。 この後の苦情相談に係る報告につきましては、資料の中で、苦情の申出人である相談者の氏名、個人的な事項等についての記載がございます。これらは、尾張旭市情報公開条例における非公開情報に該当するものであり、また、議事を進

	めるに当たり必要な情報であることから、事務局では今回の苦情相談に係る報告は非公開で行うことが適当であると考えております。 報告の非公開につきまして、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。 説明は以上でございます。
委員長	ただ今の説明の内容等につきまして、御質問等がありますか。
中村委員	第3号議案としてありましたが、資料はないのですか。
事務局	この後の報告について公開・非公開を決めるものなので、第3号議案としての紙の資料の用意はありません。 わかりづらくて申し訳ございません。
委員長	それでは、今回の苦情相談に係る報告を非公開で行うことについて、同意されるかたは挙手をお願いします。 (同意多数) 過半数の同意がありましたので、以降の報告につきましては非公開で行います。 次に、議題の『(5) 苦情相談の報告について』、事務局から説明してください。

	(以降、(5)について非公開で開催)
委員長	事務局は、公平委員会の意見を踏まえ、適切に対応してください。 最後に、事務局から連絡事項はありますか。
事務局	令和８年度当初予算の重点事業の概要資料から抜粋したものをお配りしました。 ハラスメントに関して人事課が新たに取り組むハラスメント外部相談窓口は、外部機関に委託して職員が相談できるようにするというもので、委員の皆様にも情報提供させていただきます。 ３月議会の一般質問でも、近しい質問が出ており、職員から議員に相談があることもあるようです。 人事課と言えど同じ職員ですので、やはり言いにくいこともあるということで、議員に相談があったらしく、質問がありました。 このようなことが解消されていくと良いと考えております。 事務局からの説明は以上です。
委員長	それでは、これで公平委員会を閉会します。